

社会保険事業状況（平成20年4月現在）

I. 医療保険

1. 総括

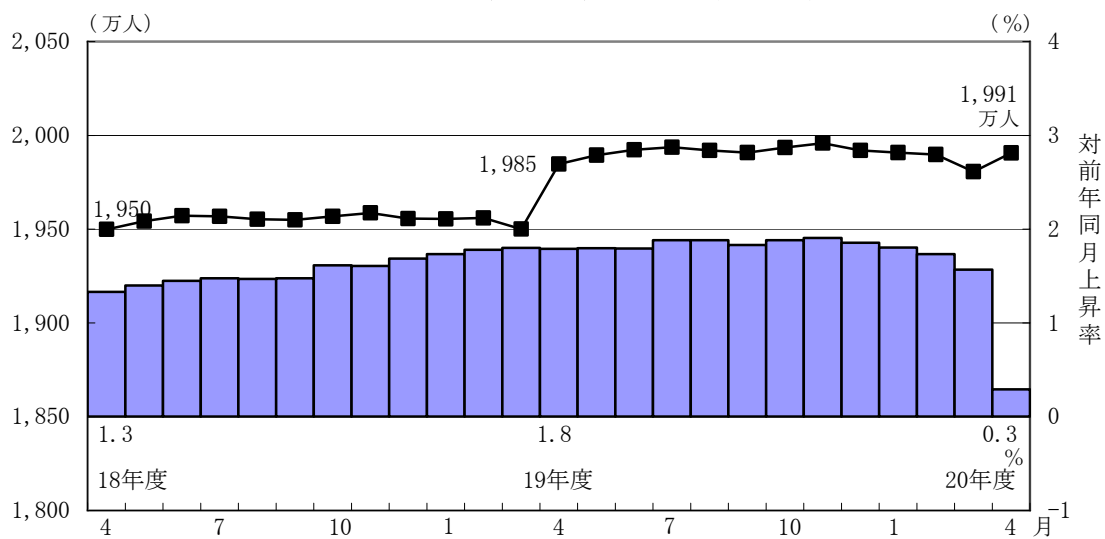
(1) 適用状況

平成20年4月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,990万6千人、法第3条第2項被保険者1万1千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は5万8千人（対前年同月比0.3%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同17.2%減）、船員保険は1千人（同1.6%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

なお、平成20年4月より長寿医療制度が始まったことで、医療保険に関しては75歳以上の加入者が被用者保険から外れたため、平成20年度における対前年同月上昇率はそれ以前より低くなっていることに注意が必要である。

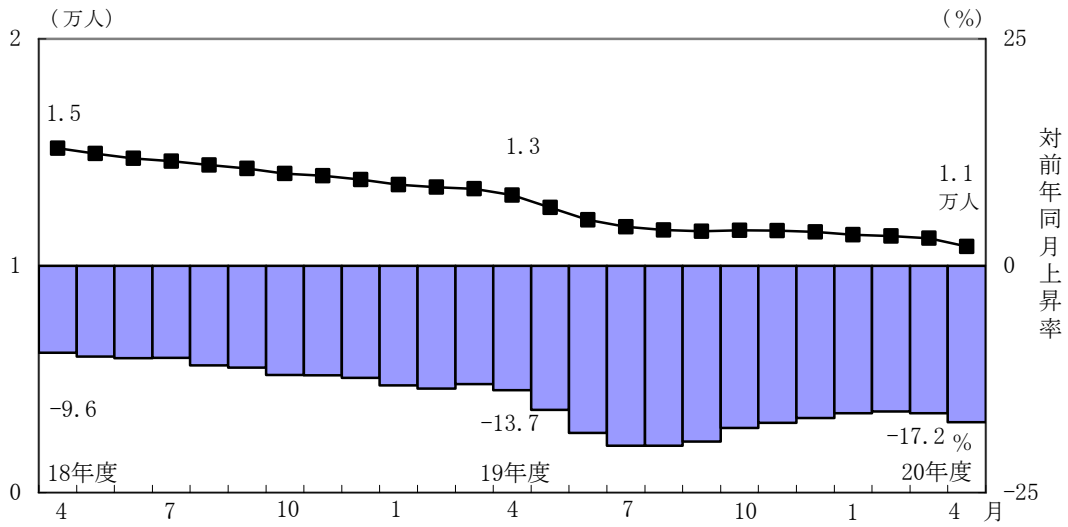
また、平成20年4月末現在の政管健保適用の事業所数は158万8千（対前年同月比2.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は5千（同16.0%減）、平成20年3月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.4%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移



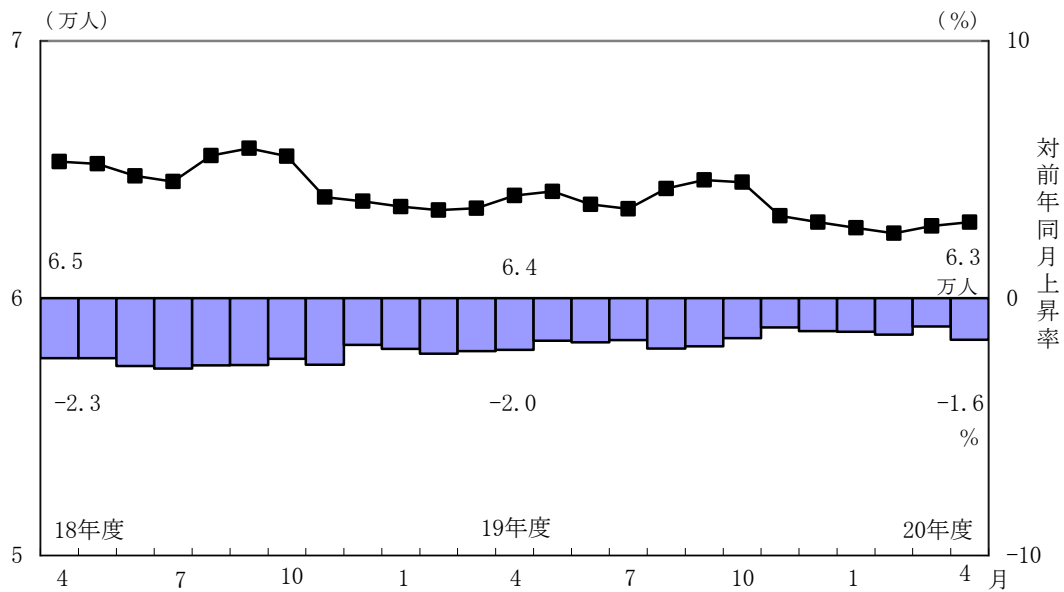
注 平成20年3月以前については、老人保健制度対象者を含む。

図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移



注 平成20年3月以前については、老人保健制度対象者を含む。

図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



注 平成20年3月以前については、老人保健制度対象者を含む。

平成20年4月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,790円（対前年同月比0.0%増）であり、船員保険39万1,448円（同2.6%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成20年3月末の賃金日額の前平均は1万4,178円（同8.2%増）である。

平成20年4月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万6千か所、法第3条第2項被保険者5か所、船員保険の船舶所有者数43か所となっている。被保険者数は、政管健保56万3千人、法第3条第2項被保険者204人、船員保険494人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保21万2千円、法第3条第2項被保険者4万8千円、船員保険33万5千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成20年4月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,318万1千人（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者9千人（同19.5%減）、船員保険6万9千人（同2.6%減）である。

平成20年4月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万4,789円（対前年同月比0.6%減）、船員保険41万9,811円（同2.6%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成20年3月末の賃金日額の平均は1万4,266円（同3.7%増）である。

(2) 給付状況

平成20年4月の保険給付費は、政管健保3,484億6千万円（対前年同月比4.8%増）、法第3条第2項被保険者分1億6千万円（同57.4%減）、船員保険20億5千万円（同0.4%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同3.3%増）、法第3条第2項被保険者1万5千円（同49.5%減）、船員保険3万3千円（同1.7%増）である。

(3) 診療費の状況

平成20年4月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,383億4千万円（対前年同月比4.3%増）、法第3条第2項被保険者分1億5千万円（同36.5%減）、船員保険17億円（同0.6%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,001	38,879	33,834	3.2	3.0	4.3
法第3条第2項	8	18	15	△ 26.8	△ 51.5	△ 36.5
組合健保	17,619	30,888	18,740	4.4	3.9	△ 22.2
船員保険	86	176	170	△ 1.4	△ 1.0	0.6
共済組合	5,292	9,219	5,582	2.5	2.2	△ 23.4
国 保	32,856	72,537	73,627	△ 0.8	△ 2.6	0.8

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

4. 国民健康保険は、平成20年3月分の数値である。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成20年4月末現在の被保険者数1,990万6千人のうち、男子の被保険者数は1,234万6千人（対前年同月比0.1%減）、女子は756万人（同1.0%増）である。また、任意適用被保険者数は21万9千人（同2.3%増）で全体の1.1%である。

平成20年4月末現在の標準報酬月額平均は男子が32万4,837円（対前年同月比0.0%減）、女子が21万6,757円（同0.4%増）で、女子は男子の66.7%となっている。

平成20年4月末現在の被扶養者数は1,523万2千人で、扶養率は0.765である。

(2) 給付状況

平成20年4月の保険給付費は、3,484億6千万円（対前年同月比4.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,207億4千万円（同4.8%増）で保険給付費の92.0%を占めている。また、傷病手当金は129億4千万円で保険給付費の3.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年4月の被保険者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,973円、被扶養者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,478円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,491円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が549.85、被扶養者が627.10、高齢受給者が1,467.64であり、1件当たり日数は、被保険者が1.81日、被扶養者が1.86日、高齢受給者が2.30日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,017円、被扶養者が8,136円、高齢受給者が10,527円である。

1人当たり診療費の対前年同月上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健及び長寿医療制度対象者、高齢受給者を除く)

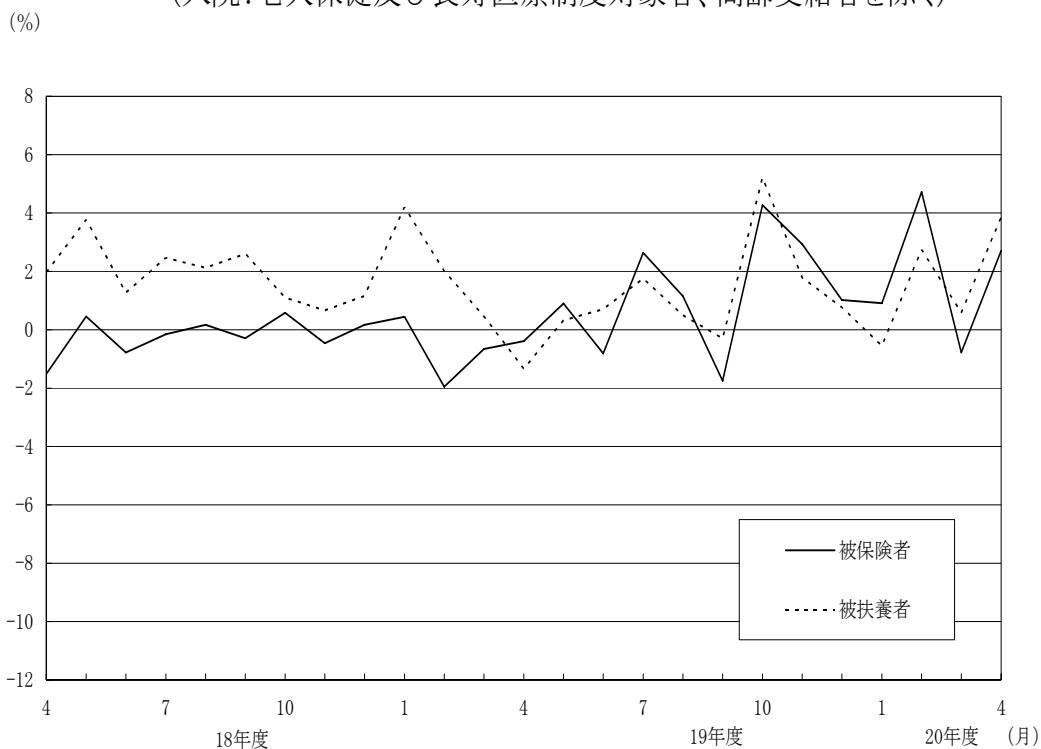
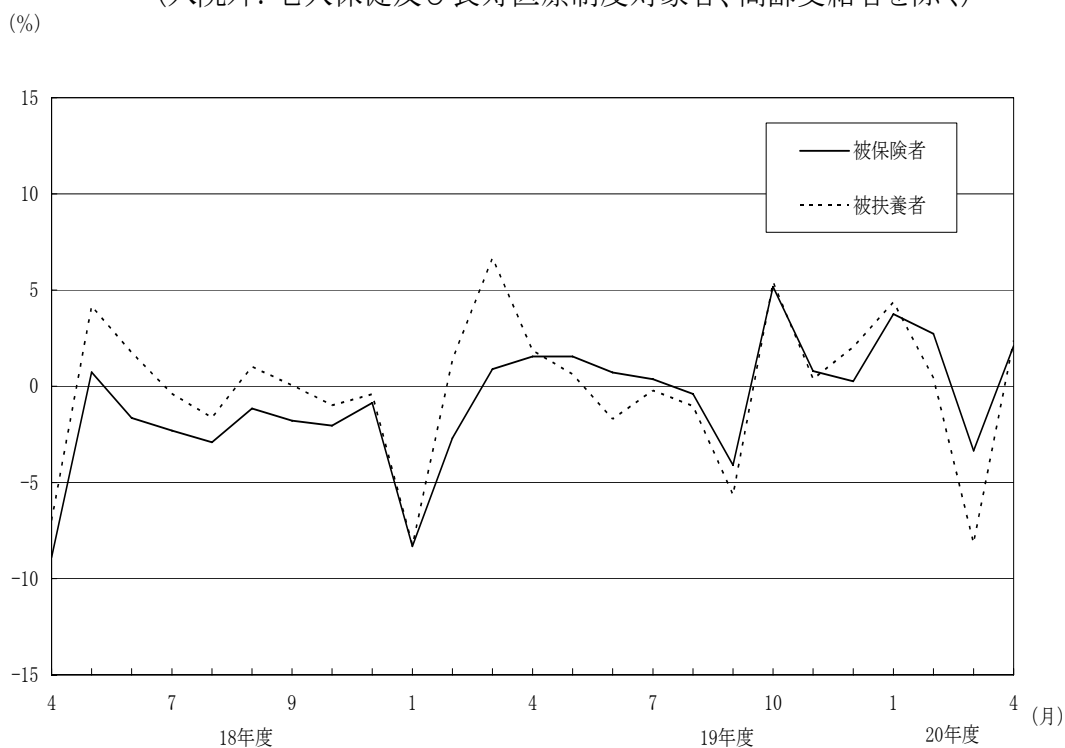


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健及び長寿医療制度対象者、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成20年4月末現在の被保険者数1万1千人のうち男子は9千人（対前年同月比11.6%減）、女子は2千人（同36.1%減）である。

平成20年4月末現在の被扶養者数は6千人で、扶養率は0.560である。

(2) 給付状況

平成20年4月の保険給付費は、1億6千万円（対前年同月比57.4%減）となっており、うち、医療給付費は1億4千万円（同33.7%減）で保険給付費の87.9%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の10.0%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年4月の被保険者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は7,525円、被扶養者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は8,764円、高齢受給者の1人当たり診療費は22,771円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が448.17、被扶養者が480.03、高齢受給者が953.42であり、1件当たり日数は、被保険者が2.12日、被扶養者が2.06日、高齢受給者が2.81日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,902円、被扶養者が8,847円、高齢受給者が8,511円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成20年4月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.1%減）、漁船（い）が1千人（同2.0%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同3.8%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同8.4%減）である。

平成20年4月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万2,793円（対前年同月比1.0%増）、漁船（い）が37万1,541円（同0.4%減）、漁船（ろ）が35万7,444円（同6.8%増）である。平成20年4月末現在の被扶養者数は8万4千人で、扶養率は1.340である。

(2) 給付状況

平成20年4月の保険給付費は、20億5千万円（対前年同月比0.4%増）となっており、うち、医療給付費は16億6千万円（同0.0%減）で、保険給付費の80.8%を占めている。また、傷病手当金は3億2千万円で、保険給付費の15.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年4月の被保険者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は11,660円、被扶養者（長寿医療制度対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,573円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,689円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が506.50、被扶養者が611.75、高齢受給者が1,366.14であり、1件当たり日数は、被保険者が2.14日、被扶養者が1.95日、高齢受給者が2.55日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,778円、被扶養者が8,852円、高齢受給者が9,682円である。